

(介護予防)訪問入浴介護重要事項説明書

1 株式会社青森入浴ケアサービスの概要

(1)提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	株式会社 青森入浴ケアサービス
所在地	青森県青森市青柳2丁目4番1号
電話番号	017-721-1010
FAX番号	017-721-1011
介護保険事業所番号	訪問入浴 (指定事業所番号 0270101017)
サービスを提供できる地域	青森市、弘前市、板柳町、鶴田町、藤崎町、平内町、田舎館村

(2)当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	実務者研修	1名		1名	訪問入浴介護従業者及び業務の管理
入浴従事者	看護師	1名		1名	訪問入浴介助・車両運転
	准看護師	5名		5名	入浴前後のバイタルチェック・入浴可否判断
	介護福祉士	4名		4名	車両運転・入浴セッティング・浴槽設置 片付け・入浴介助
	実務者研修	2名		2名	
	ヘルパー2級	1名	2名	3名	
	認知症介護基礎研修	2名		2名	

(3)サービス提供時間帯

提供時間帯	8:30-17:30
営業日	月・火・水・木・金・土(祝日も通常通り)
休業日	日曜・1月1日・8月13日

2 事業目的及び運営方針

- (1) 居宅において、利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、居宅における訪問入浴の援助を行うことによって、利用者様の身体の清潔・心身機能の維持等を図ります。
- (2) サービス提供は、居宅介護支援事業所からの紹介・ホームドクター等の指示・またはサービス提供を希望された場合に行います。
- (3) サービス提供は、紹介事業者等と密接な連携を図りつつ利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行います。
- (4) サービス提供は、懇切丁寧を旨とし、利用者様またはそのご家族に対し、サービス上の必要な事項について理解しやすいように説明いたします。
- (5) 当事業所自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ります。

3 サービスの内容

- (1) (介護予防)訪問入浴介護 全身入浴及び清拭・部分浴
- (2) 浴前調査を実施し、看護師・ヘルパー等に利用者様の心身・生活の状況を調査させ、利用者及びご家族等と協議して在宅入浴サービスの内容を決定し契約致します。
- (3) 看護職員1名と介護職員2～3名を利用者の居宅に訪問させ、必要な健康チェックの後、入浴に相当と判断した場合において、居宅サービス計画に基づく訪問入浴サービスを実施します。サービスに必要な器具・物品などは事業者が用意することとし、浴槽・機材・物品等の衛生管理を徹底します。
- (4) サービス実施日において、看護師により利用者様の入浴前後の血圧・体温・脈拍・呼吸等を測定し、体調・健康状態の必要事項について利用者または家族から聴取・確認するものとします。
看護師は事前の聴取・確認の結果及び意見等に基づいて、サービス実施日における入浴の可否及び部分入浴等への、サービス内容の変更の有無を判断するものとします。
- (5) 事業者は、利用者に対し月ごとのスケジュールをお知らせします。
※利用者様のご都合により日時を変更する場合は、協議して定めます。
- (6) サービス提供に関する記録や個人情報等について、お客様から開示を求められた場合は遅滞なく内容を確認し、対応します。また訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。
サービス提供記録「訪問入浴実施報告書」を、サービス終了後にお渡しします。
- (7) 諸事情で遅れる場合がございます。その際にはご連絡致します。
天候・交通事情など、やむを得ない事情により時間、曜日等の変更をさせて頂く場合がございます。
上記につきまして、ご理解いただきたいと存じます。

(8) サービス利用のために

事 項	備 考
介護従事者の変更	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	月1回社内研修を実施しています。
個別計画書の作成	個別計画書を作成し、適切なサービスを提供します。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の、利用者様の負担割合に応じた額となります。ただし、介護保険の給付適用外のサービス利用は全額負担となります。

【料金表】(1回あたりの金額:円)

区分	サービス内容区分	介護保険1割負担分	介護保険2割負担分	介護保険3割負担分
要介護 1～5	全身浴	1,266	2,532	3,798
	部分浴または清拭	1,139	2,279	3,418
要支援 1～2	全身浴	856	1,712	2,568
	部分浴または清拭	770	1,541	2,311

※ 月末締めのご請求書を翌月訪問時にお渡しし、当日または次回訪問に集金させていただきます。

※ 上記基本料金衣、下記の表の該当する加算がプラスされます。

【各種料金】(単位:円)

項 目	算 定 項 目
初回加算 初回1月につき	200 ※介護保険1割負担の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	一ヵ月あたりの総単位数の100/1000加算
サービス提供体制加算Ⅱ	1回につき 36 ※介護保険1割負担の場合
看取り連携体制加算	1回につき 64 ※介護保険1割負担の場合

(2) キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先にお電話ください。

連絡先(電話番号) : (017)721-1010

※ キャンセル料は基本的にいたしません、当日の朝9時までにはお電話をお願いします。

5 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、当事業所から40km未満は1,000円、40km以上は1,500円の交通費をいただきます。

6 その他

お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、電気等の費用はお客様のご負担になります。

7 サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業所等へご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合は、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございますが、その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします

③ 自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。)

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合。
利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
また当事業所が破産した場合は、当事業所から文書で解約を通知しサービス終了となります。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合、または利用者様やご家族などが、当事業所または当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者	最上 桂子	FAX番号	(017)721-1011
電話番号	(017)721-1010		
受付日	年中(ただし、8/13、1/1を除く)		
受付時間	午前 8:30 ~ 午後 5:30		

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

青森市介護保険課	電話	017-734-5257
青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話	017-723-1301

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、容体・病状の変化、体調の急変等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	連絡先		
	氏名		電話番号
ご家族	連絡先		
	氏名		電話番号

10 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。なお、当事業所は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

11 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 赤石勇子
虐待防止に関する担当者	看護師 高屋愛子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止のための定期的な研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための指針を作成します。
- (6) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを通報します。

12 個人情報利用について

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるに当たって、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所及び介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所及び介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者様が体調を崩し又はケガ等で病院へ行ったとき、当社従業者が医師又は看護師に説明をする場合。

2 個人情報を利用する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、介護サービス事業者
- (2) 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)

3 個人情報を使用する期間

介護サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件(介護サービス事業者の責務)

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等その経過を記録します。

(介護予防)訪問入浴介護の提供にあたり、利用者に対し契約書及び本書面に基づいて、重要事項説明しました。

令和 年 月 日

事業所名 株式会社青森入浴ケアサービス
所在地 青森市青柳2丁目4番1号
説明者氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防)訪問入浴介護についての重要事項の説明を受けサービス提供開始について同意いたします。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印